

仮想通貨の会計・監査・税務

鈴木 智佳子(すずき・ちかこ)
PwCあらた有限責任監査法人 フィンテック&イノベーション室 室長
公認会計士
(社)日本証券アナリスト協会検定会員、日本公認会計士協会業種別委員
会仮想通貨対応専門部会専門部会長、「ブロックチェーン推進協会」
監事
国内および外資系の金融機関を中心に、英国駐在時を含めて、監査および
アドバイザー業務を提供。「フィンテック&イノベーション室」室長として、
金融機関のテクノロジー活用に関する取組みに関与するとともに、フィンテックサ
ービスを提供するスタートアップ企業に対して規制対応、内部管理体制構築支援など、
監査を含む幅広い業務を提供。「仮想通貨の会計および税務」(『この一冊でま
るごとわかるブロックチェーン&ビットコイン』2016年、日経BP社)、「FinTechと
将来の監査業務～AIとビッグデータが変える監査業務」(『The Finance』2017
年、株セミナーインフォ)などを執筆。

- ① おける会計処理の対象外となるため、別途、採用した会計処理方法が妥当かどうか、また、その適用状況を検討する。
- ② 財務諸表の利用者が適正な判断を行うために必要と認められる場合には、採用している会計処理方法が適正に開示されているかどうかを検討する。
- ③ 財務諸表の利用者が適正な判断を行うために必要と認められる場合には、本実務対応報告の注記の対象外となっている仮想通貨の種類ごとの保有数量、貸借対照表価額等の追加の開示についても検討する。

はじめに

平成28年6月3日に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」により改正された「資金決済に関する法律」(以下、「資金決済法」という)において、仮想通貨交換業者に対する登録制の導入にあわせて、利用者保護のためのルールが整備された。具体的には、資金決済法63条の11(利用者財産の管理)1項において、仮想通貨交換業者は「仮

仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針

想通貨交換業者に関する内閣府令(以下、「内閣府令」という)で定めるところにより、利用者の金銭または仮想通貨を自己の金銭または仮想通貨と分別して管理しなければならぬことが規定され、2項において、この管理の状況について内閣府令で定めるところにより、定期的に公認会計士または監査法人の監査を受けなければならないことが規定された。

これを受けて、平成29年5月31日、日本公認会計士協会は、資金決済法63条の11第2項の規定に基づき、仮想通貨交換業者(以下、「業務依頼者」

という)からの依頼により、公認会計士または監査法人(以下、「業務実施者」という)が、同条1項の規定による仮想通貨交換業者の利用者財産の分別管理の状況についての監査(以下、「分別管理監査」という)を合意された手続業務(以下、「本業務」という)により実施する場合の合意された手続、業務実施者の責任および合意された手続実施結果報告書(以下、「実施結果報告書」という)の作成等について取りまとめた、専門業務実務指針4.4.6「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」(以下、「本実務指針」という)を公表した。また、本実務指針は平成29年7月20日付けの金融庁告示で内閣府令に規定する金融庁長官の指定する規則に指定されている。

II 分別管理監査指針と財務諸表監査指針案 仮想通貨をめぐる 監査実務のポイント

PwCあらた有限責任監査法人
公認会計士 檜垣 寛